

科目名 Subject Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
行政書士講座 I Public Notary I		2年	前期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態		授業の性格	
2単位	講義	選択		
当該科目の理解を促すために受講することが望まれる科目				
法学・日本国憲法・行政法Ⅰ・行政法Ⅱ・民法Ⅰ・民法Ⅱ・不動産関係法				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
法律系科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー	電話番号・メールアドレス	
高須則行	非常勤講師 室	出講日	授業中に指示します	
授業の概要				
H24年度以前の入学者を対象とする科目である。この授業では、行政書士に必要なとされる知識にポイントを絞って、日本国憲法、行政法を中心にそれらの知識を、具体的な問題を解きながら、確認し、さらにそれらの発展的知識を獲得するように説明する。				
授業の到達目標				
行政書士としての①国民主権に関する知識を理解することができるようにする。 ②基本的人権に関する知識を理解することができるようにする。 ③権力分立制に関する知識を理解することができるようにする。 ④行政行為に関する知識を理解することができるようにする。 ⑤行政不服審査等に関する知識を理解することができるようにする。				
授業の方法				
講義形式で行いますが、その都度、受講生の皆さんに質問し、自らの考えを述べてもらいたいと思っています。そのような双方向の授業を心掛けていきたいと思っています。				
学習の成果				
行政書士としての①国民主権に関する知識を理解し、説明することができる。 ②基本的人権に関する知識を理解し、説明することができる。 ③権力分立制に関する知識を理解し、説明することができる。 ④行政行為に関する知識を理解し、説明することができる。 ⑤行政不服審査等に関する知識を理解し、説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	日本国憲法（1）：国民主権			
第2回目	日本国憲法（2）：基本的人権の意義と性質			
第3回目	日本国憲法（3）：基本的人権；自由権の意義と種類			
第4回目	日本国憲法（4）：基本的人権；社会権の意義と種類			
第5回目	日本国憲法（5）：統治機構；権力分立制の意義			
第6回目	行政法（1）：一般理論；行政法の基本原則			

第7回目	行政法（2）：一般理論；行政行為の性質	
第8回目	行政法（3）：行政手続法；行政の事前手続きとその役割等	
第9回目	行政法（4）：行政手続法；情報公開制度と個人情報保護制度	
第10回目	行政法（5）：行政不服審査法；行政不服審査制度の意義	
第11回目	行政法（6）：行政不服審査法；行政不服審査制度の手続とその要件	
第12回目	行政法（7）：行政事件訴訟法；行政事件訴訟制度の意義	
第13回目	行政法（8）：行政事件訴訟法；行政事件訴訟の手続とその要件	
第14回目	行政法（9）：国家賠償	
第15回目	まとめと定期試験	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度		
レポート		
調査報告書		
小テスト	60%	基本的・個別的知識の理解度
中間・学期末試験	40%	発展的・全体的知識の理解度
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
『平成25年度版 行政書士合格テキスト』（TAC・2013）		
履修上の心得・ルール		
教科書を持って来て、授業に参加することは当然ですが、念のためにここに記載しておきます。テキスト・資料（配布プリント）・六法は必ず持ってくる、板書の内容は整理してノートに取る。		